

# 令和7（2025）年度 伊賀市立青山中学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止等に対する基本的な考え方

### （いじめの定義）

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

① いじめには多様な態様があることから、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにする。例えば、いじめられていても本人がそれを否定する 경우가多々あることから、いじめを受けた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認したり、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察したりするなどして確認する。

② 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。「けんかやふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

③ いじめを受けた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに生徒が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有する。

### （いじめ防止等に関する基本理念・学校としてのいじめ問題についての考え方）

「いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。」また、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。」という基本認識を本校全教職員が持ち、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止や早期発見等のための対策を行う。

### （いじめが「解消している」と判断するための要件）

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とし、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

#### ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめ解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめ被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

### （1）青山中学校いじめ防止対策委員会

いじめ防止等の措置を実効的に機能できるよう、管理職、生徒指導担当（主任）、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、いじめ問題相談員、県・市から派遣されるスクールカウンセラー、ソーシャルスクールワーカー、社会福祉協議会、学校評議員、PTA役員等による「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(開催時期) 各学期2回程度(必要に応じて適宜開催)

(機能) いじめ問題に関わる年間計画を作成する。

いじめ防止に関する取組の検証を行う。

いじめ事案に対する対応の検討を行う。 等

### 3 学校におけるいじめの防止等の対策のための具体的な取組

#### (1) いじめの防止

##### ア マニフェスト、学校経営方針から

人権意識を高め、思いや考えを語り合える関係性を高める。

##### イ 人権・同和教育の取組、仲間づくりの取組

一人一人が安心して思いを出し合える取組を行う。

人権学習や学校教育全領域を通して人権感覚を磨き、いじめや差別を許さない心情を育てる。

##### ウ 社会性やコミュニケーション能力の育成

地域の方をゲストティーチャーとして招き、人と人の繋がりや人権の大切さを学ぶ。

個人ノートや学活、集会、学級通信などを通して、個々の思いを集団に返す取組を進めるとともに、グループ活動を取り入れ、コミュニケーション力を高める取組を行う。

##### エ 自尊感情・自己有用感・自己肯定感の育成

互いの良さに気付く取組を行い、自尊感情を高める。

##### オ 生徒会の取組

全校集会や学年集会、行事への取組を通して、自らつながり合える仲間づくりに取り組む。

##### カ いじめ問題に関する教職員の資質向上

いじめ防止等に関する教職員の資質能力の向上に必要な研修を実施する。

##### キ 保護者・地域・いじめ問題相談員との連携

家庭訪問、生徒アンケート、QU調査をもとに、子どもの実態や課題を把握し、いじめ問題相談体制の確立に努める。

#### (2) いじめの早期発見

##### ア いじめについてのアンケート調査の実施

① 生徒対象 年3回(4月、9月、1月)

② 保護者対象 年1回(12月)

##### イ 教育相談の実施

生徒及び保護者がいじめに関わる相談を行えるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

① 教育相談月間およびアンケートの実施 年3回(4月、9月、1月)

② 担任等による日常的な教育相談

③ スクールカウンセラーの活用

④ いじめ問題相談員の活用

⑤ ふれあい教室・市青少年センター等、相談窓口の活用

##### ウ 日常的生活日記・予定帳、家庭訪問

##### エ 教職員の情報共有体制

校内のあらゆる会議において、全教職員で生徒の現状や課題、指導について、情報交換・共通認識を図る。

##### オ インターネット等を介して行われるいじめの対策

インターネット等を通じて行われるいじめの防止、また、生徒及び保護者が対処できるように、外部講師を招聘する等、情報モラルに係る研修会を実施する。

### (3)いじめに対する措置

#### ア いじめ問題にかかわる児童の安全確保

いじめを発見・通報・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、いじめを知らせてきた生徒の安全も確保する。状況によっては、スクールカウンセラー等とも連携する。

#### イ 教職員の情報共有体制(職員会議、校内研修)、組織対応体制の確立

いじめの発見・通報・相談があった場合、青山中学校いじめ防止対策委員会において情報を共有する。その後、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどをして、いじめの有無の確認を行う。さらに、いじめの根本的な解決に向けた方策を構築し、取り組む体制をつくる。

#### ウ 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。また、いじめ事案に関する事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

#### エ 関係機関・専門機関と連携

いじめを確認した状況について、校長が伊賀市教育委員会に報告する。いじめ事案の状況により、関係機関・専門機関との連携を図る。

## 4 重大事態への対処

### (1)重大事態に対する調査

「いじめにより、生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合」、緊急のいじめ防止対策委員会を開くとともに、教育委員会の指導・助言の下、事実関係を明確にするための調査を実施する(生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も含む)。また、法に抵触すると考えられる場合は、名張警察署に通報し、対応等の相談を行う。

### (2)調査結果の提供及び報告

調査結果については、教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。